

農地中間管理事業の実施方針

本県では、急傾斜地の樹園地や谷合に点在する水田など耕作条件が不利な農地が多いため、米主産地のように効率的な農地の利用集積は難しいが、農家の高齢化や担い手不足等が急速に進むなかで（１）残すべき優良農地を確保すること（２）営農継続が困難な場合に安心して農地を託せる受け皿を確保することによって、持続性のある生産構造を確立することが急務となっている。

このため、農地中間管理事業を進めるにあたって次の重点推進事項を定め、関係機関・団体と一体となって取り組むこととする。なお、この実施方針は愛媛県農地中間管理事業推進会議において定めた農地中間管理事業の重点推進事項に準拠するものである。

1 担い手が希望する農地の掘起しとマッチングの促進

農地中間管理事業の基本は、担い手が希望する農地の集積を支援することにある。このため市町は、公募に応じた借受希望者から詳細な希望内容を聞き取り、貸付農地を掘り起こしてマッチングに努めている。貸付農地の掘起しには、地域の実情に精通した農業委員会や農協、土地改良区、用水組合などの協力が不可欠であり、これらの組織は積極的に市町を支援して貸付農地を掘り起し、マッチングを促進する。

2 集落営農組織の法人化と集落営農法人への農地集積の加速

農地中間管理事業は、国の米政策の一部に位置付けられる政策である。米政策の目的は、生産者による自律的な需給調整のもとに、米の生産費を４割削減した競争力ある稲作農家が国内米需給の８割を担うことにあり、(1)減反の廃止と飼料米による需給調整 (2)米価下落と経営所得安定対策 (3)農地集積による規模拡大とコスト削減 は一体のものともみなすことができる。農地中間管理事業は、(3)の農地集積の柱となる政策である。

これに対して本県のような中山間地域では、地域の核となる集落営農法人を育成強化し、そこに農地を集積して優良農地や集落を守るという生産構造の改革が喫緊の課題である。このため、作業受託を行う集落営農組織は法人化して経営の安定に努め、集落営農法人は優良農地を集積して生産基盤を守っていくことが必要であり、こうした取組みを強く推進する。

3 人・農地プランの実効性の確保

人・農地プランは、すべての市町で作成されているが、集落営農組織が未整備な地域や多くの担い手が混在する地域では、農地の利用調整組織を設け、担い手による農地の効率的な利用に向けた集積を図ることが重要である。そのため、県内の優良な取組み事例を周知し、プランの一部地域であっても受け入れ可能であれば導入を強く働きかけて、プランの実効性を高めるとともに、個々の農家に対してプランの内容を周知徹底していく。